

# 答 申

## 1 審査会の結論

苫小牧市長（以下「実施機関」という。）が平成29年1月20日付け苫市病第13号で行った個人情報の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、実施機関が開示しなかった部分については、不開示が妥当である。

## 2 審査請求人の主張

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求人に係るインシデントレポートの全部の開示を請求する。

### (2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 実施機関が一部開示したインシデントレポートの情報は、既に分かっている情報であるため、実質「全部開示しない」と同じである。

イ 審査請求人は、自身に対する治療が行われた現場にいた職員が誰であるか分かっているため、当該職員の氏名を開示しない理由がない。

ウ 実施機関は、インシデントレポートが開示されると職員から積極的な報告が得られなくなると主張する。しかし、インシデントレポートを開示することによって、積極的に報告を上げる意識を醸成させることに繋がり、医療安全の強化・充実を図ることができる。また、インシデントレポートは、その対象となった患者が治療を行う病院を適切に選択する重要な判断要素の1つである。これらのことから、インシデントレポートは開示されるべきである。

エ 実施機関は、インシデントレポートは不開示を前提としていると主張す

るが、不開示とする原則及び法的根拠は存在しない。また、「任意」で提出されるものと主張するが、「任意」とは、提出する者の意思に任せることである。しかし、苫小牧市立病院（以下「市立病院」という。）の医療安全管理指針（以下「管理指針」という。）によると、報告を義務付けるような記述となっており、これに照らし合わせると任意性は認められない。

オ 実施機関が不開示の根拠とした苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）第15条第5号の解釈について誤りがある。第1に、条例第15条第5号の趣旨は、ある事案について検討等を行っている途中の段階において、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものである事項は、不開示にして良いというものである。今回の場合、提出されたインシデントレポートについて、評価及び分析が行われ、対策及び改善策が決定した後に審査請求人が開示請求をしているため、市立病院内の検討又は協議において、率直な意見の交換及び意思決定の中立性を不当に損なうことはない。第2に、条文中の「おそれがある」という部分についての解釈であるが、ここでいう「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。しかし、実施機関の主張には蓋然性について何も述べられていないため、当該主張は受け入れられない。第3に、実施機関の「報告者等特定の者が不利益を受けてしまう」との主張が意味不明である。具体的に誰が不利益を与えるのか明らかではない。市立病院が策定した管理指針に不利益を受けないことが明記され、保証されている。第4に、実施機関は、不開示の理由として「記載内容中に一部成熟していない不安定な情報も含まれることもあることから不当に市民の間に混乱を生じさせる結果を招く」ことも理由に挙げているが、審査請求人にとって混乱が生じる要素

は全くない。よって、条例第15条第5号中の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるものとはならない。以上4つの点から、条例第15条第5号の解釈に誤りがあるため、不開示とする根拠とはならない。

カ インシデントレポートは「不開示を前提としている」、「任意で提出されるもの」という実施機関の主張は受け入れられず、そもそも不開示を前提としているものではなく、また任意性もない。インシデントレポートの性質についての考え方に誤りがあるため、不開示の根拠として条例第15条第6号が該当するという主張は認められない。

キ 審査請求人は、自身に対してなされた具体的な行為及び当該行為がなされた理由を知りたい。

### 3 実施機関の主張

審査請求人が開示を求める不開示部分及び不開示とした理由については以下のとおりである。

#### (1) 審査請求人が開示を求める不開示部分

一部開示決定されたインシデントレポート中、不開示とされた部分（以下「不開示情報」という。）

#### (2) インシデントレポートの性質

インシデントレポートは、医療事故の防止に資するため、インシデント（医療の全過程において、患者に実際の被害（濃厚な処理又は治療が必要な状態）は及ばなかったが、医療事故に繋がりがねなかった状況のこと。「ヒヤリ」としたり、「ハット」したりすること。）発生後職員から速やかに市立病院に設置されている医療安全対策室に開示されないことを前提として任意で提出されるものである。

市立病院が策定した管理指針において、インシデントレポートは、類似事故の防止、システム改善及び教育・研修の資料として活用されることを目的とし、報告者はその報告によって何ら不利益を受けないことを定めている。

インシデントレポートは、以上を担保した上で、職員からの積極的な提出を求めるものである。そのため、それ自体開示されることを予定しているものではない。

### (3) 一部開示とした理由

インシデントレポートは不開示を前提としているものであるため、本来であれば開示請求がなされたとしても、インシデントレポートの全部を不開示とする決定をするところである。しかし、本件において審査請求人には、開示請求を行った当初、自身のインシデントが医療安全対策室に報告されているかどうかを確認したいという目的があったと実施機関は判断し、当該目的が達成されるための最低限の情報である「発生日時」、「場所」、「発見日時」及び「被った人」を開示した。

### (4) 不開示情報に係る条例第15条第5号該当性

インシデントレポートが開示されてしまうと、報告者やインシデントを起こした人物が明らかとなってしまう、現場の職員間でインシデントの発生要因及び防止策を検討する際に率直な意見の交換が行われなくなるおそれがある。また、インシデントレポートの開示により、教育・研修の場で活発な議論がなされなくなること及び報告者等特定の者が不利益を受けてしまうことが予想される。

インシデントレポートは、記載内容中に一部成熟していない不安定な情報が含まれることもあることから、開示されると不当に市民の間に混乱を生じさせる結果を招くことが考えられる。また、報告者及び評価者は、市民を混乱させてしまうことを懸念して、インシデントレポートの記載内容に過度に

注意を払うようになり、記載を躊躇してしまうことが考えられ、インシデントレポートを開示することは意思形成過程に重大な影響を与える。

したがって、条例第15条第5号に該当する。

(5) 不開示情報に係る条例第15条第6号該当性

職員は、インシデントレポートは不開示のものであるということを前提としてインシデントを任意で報告している。このため、インシデントレポートが開示されてしまうと、当該職員又は業務に対する不信感が醸成されたり、責任追及に発展したりするおそれがある。職員がこれらを懸念し、インシデントレポートを積極的に提出しなくなる可能性がある。そうなると、医療安全管理体制の強化及び充実を図り医療事故の防止に繋げるという目的が達成されなくなり、医療事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第15条第6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) インシデントレポートの意義及び性質について

病院内においては、発生したインシデントについて、再発防止又は医療事故防止という観点から、現場の医療従事者に安全管理のための情報として還元することが肝要であり、そのためには、何よりもまず事実関係を迅速に把握することが必要不可欠である。このことから、現場の医療従事者が自発的かつ率直に当該インシデントに係る原因等について報告することを促進する仕組みとして、インシデントレポートという形で院内報告制度を設けているものと考えられる。

このような院内報告制度におけるインシデントレポートは、インシデントが発生した後に速やかに報告するよう職員に求めるものである。また、報告の任意性及び報告者が特定されることにより不利益を被らないことを担保す

るために、むやみに公にされないことを前提としているものと考えられる。このことから、インシデントレポートは、外部に開示されることは予定しておらず、また、作成することを法的に義務付けられているものではない内部資料であるが、市立病院の医療事業の遂行に必要なものであり、厳重に保管されるべき性質を有しているものと言える。

## (2) 条例第15条第5号及び第6号の該当性について

(1)で述べたことを踏まえると、インシデントレポートが開示されてしまうと、報告を行った職員や業務に対する不信感が醸成されることになり、責任追及に発展する可能性が考えられる。また、開示されることによって、インシデントに関係した職員が報告を躊躇したり、正確性に乏しい記述をすることは容易に想定されるところである。そうなれば、インシデント発生の実態把握のための迅速かつ正確な情報収集に始まる院内報告制度の基盤を揺るがすことになりかねない。また、再発防止や医療事故防止に繋げるといった目的の達成が困難となり、医療事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性が相当程度認められる。したがって、不開示情報とする根拠として条例第15条第6号に該当すると認められる。

なお、実施機関は、同条第5号にも該当するとしているが、上記のとおり当該不開示情報は同条第6号に該当すると認められるため、同条第5号の該当性については判断しない。

## (3) 原処分の妥当性について

本件において、実施機関はインシデントレポートの一部を開示することとしたが、この理由については弁明書中の4(6)イに記載のあるとおりである。インシデントレポートは、(1)で述べたように、報告された内容がむやみに公にされないことを前提として成り立っている。そのため、これが公にされると院内報告制度の基盤を揺るがすことになりかねず、医療事業の適正な遂行

に支障を及ぼす可能性が相当程度認められる。

実施機関は、本来インシデントレポートは不開示とするべきと認識しているながら、本件においては弁明書中の4(6)イにある理由により、審査請求人に対して例外的な取扱いを行ったが、インシデントレポートの性質上、容易に例外的な取扱いを認めるべきではなく、インシデントレポートの全部を不開示とするべきであったと言える。

## 5 結論

以上のことから、インシデントレポートは、その全部を不開示とするべきであったと判断するため、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 調査審議の経過

当審査会は、本件について、以下のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成29年3月24日 諮問書の受理
- (2) 同日 弁明書、反論書その他関係書類を受理
- (3) 同年4月13日 審議
- (4) 同月26日 審議
- (5) 同年5月16日 答申

## 7 答申に関与した委員

橋本智子、山川資、岡聖子、竹田美由紀、多田光宏